工場立地法Ｑ＆Ａ

宗像市産業政策課

Ｒ６．１

目次

１．届出義務について

Ｑ１．特定工場の面積要件（その１）

Ｑ２．特定工場の面積要件（その２）

Ｑ３．特定工場の面積要件（その３）

Ｑ４．工場の一部の子会社化

Ｑ５．届出不要の軽微な変更

Ｑ６．生産施設と緑地の配置換え

Ｑ７．敷地内の緑地ではない空き地に、倉庫を新設

２．敷地面積、建築面積について

Ｑ８．工場の用に供する土地の所有形態

Ｑ９．一の団地とは

Q10．道路で分断された敷地の面積（その１）

Q11．道路で分断された敷地の面積（その２）

Q12．道路で分断された敷地の面積（その３）

Q13．敷地面積は、登記簿面積、実測面積のどちらを使用するべきか

Q14．建築面積とは

３．生産施設について

Q15．生産施設とは

Q16．生産施設面積とは

Q17．空気調整施設は生産施設？

Q18．検査所（試験室）は生産施設？

Q19．研究施設は生産施設？

Q20．同一敷地内で生産施設面積率が異なる場合の工場全体の生産施設面積率の算定方法

Q21．生産施設を休止・廃止した場合の取り扱い

Q22．倉庫で材料の加工・組み立て業務も行う場合の取り扱い

４．緑地、環境施設について

４－１緑地について

Q23．緑地とは

Q24．自己の敷地ではない隣接した緑地の緑地として算定の可否について

Q25．自然林は緑地に含まれるか。また、含まれるなら斜面地の緑地面積の算定方法は

Q26．苗木床、花壇、雑草地、野菜畑は緑地として認められるか

Q27．コケや雑草は緑地として認められるか

Q28．温室、ビニールハウスは緑地？

Q29．緑地として認められる樹木の植栽方法について

Q30．緑地の面積の測定方法

Q31．法面を緑化する場合の緑地面積について

Q32．壁面を緑化する場合の緑地面積について

Q33．緑地以外の環境施設が緑地で囲まれている場合の取り扱い
４－２－１環境施設について
Q34．環境施設面積とは
４－２－２緑地以外の環境施設について
Q35．緑地以外の環境施設とは
Q36．屋上に太陽光発電を設置する場合、環境施設に算入できるか
Q37．生産施設の上に太陽光発電を設置する場合の面積の取り扱い方法は
Q38．太陽光パネルの間のスペースも面積に算入できるか
Q39．壁面に太陽光発電を設置する場合、環境施設に算入できる面積は
Q40．屋外運動場等の環境施設を必ず設置する必要があるか
Q41．雨水浸透施設について（その１）
Q42．雨水浸透施設について（その２）
Q43．雨水浸透施設について（その３）
Q44．雨水浸透施設について（その４）
Q45．敷地周辺部に設置する必要がある環境施設面積の場所について
Q46．敷地の周辺部を示す５分の１ラインについて
Q47．調整池は緑地以外の環境施設として認められるか
Q48．緑地以外の環境施設が重複した場合の取り扱い
４－２－３重複緑地について
Q49．重複緑地とは
Q50．重複緑地が緑地として認められる割合は
Q51．駐車場を緑化した場合の取り扱い
Q52．重複緑地として認められる駐車場の緑化とは
４－２－４その他
Q53．敷地外緑地の適用について（宗像市の場合）
５．届出時期について
Q54．届出はいつするべきか
Q55．短縮申請とは
Q56．工場敷地の買い増しや一部売却をする場合の届出時期について
Q57．着工日について
Q58．親会社が設置する工場を子会社が賃借して機械を設置する場合の届出について
６．既存工場について
Q59．既存工場とは
Q60．法施行前からの操業で、増築により特定工場となった場合既存工場となるか
Q61．既存工場が生産施設を減少させる場合、緑地を減少してよいか
Q62．既存工場が敷地を増加させる場合、緑地の設置義務はどうなるか
Q63．既存工場（単一業種）に適用される準則について
Q64．既存工場（複数業種）に適用される準則について

７．団地特例について

Q65．団地特例とは

８．その他

Q66．氏名変更届出、承継届出とは

Q67．違反した場合の罰則等について

Q68．最近行われた生産施設面積率の改正は

Q69．各種届出への押印について

１．届出義務について

Ｑ１．敷地面積９，０００㎡以上、建築面積３，０００㎡以上の要件は、どちらか一方が該当すれば届出が義務づけられるのですか。

Ａ１．そうです。製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業であって、敷地面積と建築面積の要件のどちらかが該当すれば、「特定工場」として届出なければなりません。

Ｑ２．工場敷地は ８，０００㎡で、建築面積は３，５００㎡ですが、別棟になっている倉庫を除く工場部分の面積は２，６００㎡です。特定工場に該当しますか。

Ａ２．該当します。敷地が９，０００㎡以上であるか、建築面積が３，０００㎡以上であるかのどちらかを満たす場合には、特定工場に該当します。この場合の「建築面積」は、敷地内にあるすべての建物の建築面積の和です。そのため、生産施設面積部分が３，０００㎡未満だとしても特定工場となり、立地法届出の対象となります。

Ｑ３．これまでは規模が小さかったので工場立地法の規制がかからなかったのですが、変更で敷地が９，０００㎡を超えることになりました。届出は必要ですか。

Ａ３．工場立地法の規制がかかる「特定工場」となりますので、届出が必要です。届出書を提出してください。逆に、変更で敷地面積が９，０００㎡を下回った場合、建築面積が３，０００㎡なければ工場立地法の規制はかからなくなります。

Ｑ４．工場の一部を子会社化する予定ですが、届出は必要ですか。

Ａ４．別々の主体となりますので届出が必要です。親会社は変更届（敷地、生産施設等の減少）を、子会社は特定工場の規模に達する場合は新設届を提出してください。

Ｑ５．市への届け出が不要となる「軽微な変更」とはどのようなものになりますか。

Ａ５．①生産施設、緑地及び環境施設の面積並びに環境施設の配置を伴わない建築面積の変更で具体的には空き地に倉庫や事務所を設置する場合です。

②生産施設の修繕に伴い、生産施設の増加する面積の合計が３０㎡未満のもの。

③生産施設の撤去

④緑地又は緑地以外の環境施設の増加

⑤緑地又は緑地以外の環境施設の移設であって、当該移設によりそれぞれの面積の減少を伴わないもの（周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）

⑥緑地の削減によるその面積の変更であって、当該削減によって減少する面積の合計が１０㎡以下のもの

Ｑ６．生産施設と緑地の配置換えを検討しており、どちらも面積は変わりません。この場合、届出は必要ですか。

Ａ６．緑地の配置換えで面積が減少しない場合、「移設」となり、軽微な変更となるため、届出は不要です。

Ｑ７．敷地内の緑地ではない空き地の部分に、倉庫を新設したいと思います。届出は必要ですか。

Ａ７．軽微な変更にあたるため、必要ありません。敷地面積や生産施設、緑地、環境施設にかかる変更を伴わない建築面積の変更は、次回の届出時にあわせて届出をすることになります。

２．敷地面積、建築面積について

Ｑ８．敷地面積とは会社の所有地をいうのですか。

Ａ８．敷地面積とは、工場の用に供する土地の全面積（一の団地内における敷地面積）をいいます。所有形態は問わないので必ずしも会社の所有地のみとは限らず、借地であっても工場の用に供する土地であれば敷地面積とします。ただし、以下のような敷地は除かれます。

- 工場敷地内に法人格の異なる工場がある場合
- 工場敷地の一部を関連下請工場に貸地としている場合
- 社宅、寮、病院、保育所及び託児所の敷地（社宅、寮、病院等の用に供する土地の範囲に明確な仕切りがない場合には、その建築面積を０．６で除した面積を工場敷地面積から除外する。）

Ｑ９．　「一の団地」とは、どのような場合をいうのですか。

Ａ９．　「一の団地」とは、連続した一区画内の土地をいいます。したがって、道路、河川、鉄道等により二分されている場合は、通常は一の団地ではありません。しかし、その工場自体のために設けた私道等により分断されている場合、又は道路、鉄道等により分断されていても、生産工程上、環境保全上若しくは管理運営上極めて密接な関係があり一体をなしている場合は、一の団地とします。

Q10．敷地が道路で分断されているのですが、敷地面積はどう算定するのですか。

A10．通常は、道路や河川により二分されている場合は別々の工場となります。しかし、工場自体のために設けた私道等により分断される場合・生産工程上、環境保全上、管理運営上極めて密接な関係がある場合は、一体の敷地と見なします。
非常に幅の広い道路や河川により二分される場合は一体の敷地とは見なされない場合があります。

Q11．道路を隔てて従業員の駐車場がありますが、工場の敷地になるのでしょうか。

A11．道路により分断されているため、連続した一区画内の土地ではありませんが、片側１車線程度の道路を挟んで、従業員駐車場がある場合は、管理運営上極めて密接な関係があり一体をなしていると思われます。したがって、２つの敷地は１つの工場敷地と考えます。（中央分離帯のある幅が広い道路の場合は、一体と考えない場合もあります。）

Q12．従業員用の駐車場として、道路を挟んだ向かい側の土地を借りて使用したいと思います。この場合、敷地面積の増加にあたるのでしょうか。

A12．道路幅や借りる土地の位置にもよりますが、原則は敷地面積の増加になります。
道路を挟んでいても、工場の管理運営上密接な関連を有する施設がある場合は、一連の土と考え全体を工場敷地とします。しかし、非常に幅の広い道路があるなど工場敷地面積と比較して社会通念上一連の土地と考えにくいものについては、敷地面積に含まないとする場合もあります。なお、敷地面積の増減は、他の施設の変更が伴わない場合でも届出が必要となります。

Q13．敷地面積は、登記簿面積、実測面積のどちらを使用することになりますか。

A13．緑地面積や観光施設面積が実測面積を用いているため、敷地面積も実測面積を用いることが適当と考えますが、登記簿面積でも緑地面積率等の計算上、支障を生じないと判断されるのであれば、登記簿面積でも構いません。

Q14．建築面積とはどういう面積をいうのですか。

A14．建築面積とは、建築基準法で定められている建築物の水平投影面積をいい、建築基準法で用いる建築面積と同じになります。延べ床面積ではありません。

３．生産施設について

Q15．工場のなかのどのような施設が、生産施設に該当するのでしょうか。

A15．生産施設とは、直接製造・加工を行う工程を形成する機械又は装置及びこれらに付帯する用役施設が設置される建築物と屋外のプラント類をいいます。ただし、次のような施設は生産施設から除かれます。

- 独立した事務所、研究所、食堂
- 独立した倉庫関連施設
- 生産工程から切り離された単なる出荷・輸送関連施設
- 受変電施設
- 用水施設
- 公害防止施設
- 独立して製品の技術開発を目的とする試験研究を行う検査所又は試験室
- 地下に設置される施設

Q16．生産施設面積とはどういう面積をいうのですか。

A16．生産施設とは、原則として製造工程を形成する機械又は装置が設置されている建築物全体をさし、面積の計り方は建築基準法上の取り扱いと同様です。生産施設が設置されていない独立した倉庫や事務所棟などは生産施設とはしません。また、生産施設が設置されている建築物の中に、事務所や食堂等があってその部分が壁で仕切られていれば（床から中空までの壁や移動式の間仕切り、カーテンの類は除く）別棟とみなし生産施設面積から外します。

製造工程用に共用されるボイラー、コンプレッサー、ポンプ等の施設は屋外に設置されていても生産施設とします。

Q17．空気調整施設（ボイラー・コンプレッサー・ポンプ等）は生産施設に含まれますか。

A17．製造工程等の用に一部でも共用されていれば生産施設となります。また、工場建屋のための空気調整施設も製造工程の用に供するので生産施設とします。ただし、事務所・出荷施設・用水施設の用にのみ供されるものは除きます。

Q18．検査所（試験室）は生産施設となりますか。

A18．製品の検査が生産工程の一環として行われる検査所又は試験室は生産施設としますが、独立して製品の技術開発を目的とする試験研究を行う検査所又は試験室は生産施設としません。

Q19．研究施設は生産施設となりますか。

A19．試作品等を研究する施設は、原則として生産施設とはなりません。ただし、試作のための施設の規模や性能等からみて実稼動プラントに移行する可能性のある場合や、試作品等を販売する場合は生産施設とします。

Q20．ガラス容器（生産施設面積率３０％）と、紙製容器（生産施設面積率４０％）を同一敷地内で製造しています。この場合、工場全体の生産施設面積率はどうなりますか。

A20．ガラス容器製造にかかる敷地面積と、紙製容器製造にかかる敷地面積が明確に区分されている場合は、それぞれの敷地面積にそれぞれの生産施設面積率を乗じたものの和が、設置できる工場の生産施設面積の上限になります。敷地面積は区分できないが、それぞれの業種にかかる生産施設面積がわかる場合には、敷地面積を生産施設面積の比率で按分して算出してください。また、同一工場内で同一設備を使って異なる製品を作り出すような場合には、厳しい（低い）方の生産施設面積率を適用することになります。

Q21．生産施設を休止・廃止した場合、生産施設に含まれますか。

A21．一時的な遊休施設は生産施設とします。また、廃止された施設であっても撤去されない限り、原則として生産施設とします。

Q22．倉庫で材料の加工・組み立て業務も行う場合、「生産施設」となりますか。

A22．当該業務が最終の製品に至るまでの生産工程の一環であれば、倉庫であっても生産施設とみなします。

４．緑地、環境施設について

４－１緑地について

Q23．工場立地法の緑地とは、どのようなものをいうのですか。

A23．工場立地法では、樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの又は 低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面 が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設を、「緑地」としています。

Q24．自己の敷地ではないのですが、隣接して緑地があります。緑地として算定できますか。

A24．隣接する緑地の維持管理を行い、費用を負担するのであれば、工場の用に供する土地として敷地に算定します。よって緑地としても算定できます。

なお、隣接緑地の扱いに関連して「集合地特例」の適用が可能な場合があります。

「集合地特例」とは、複数の工場が集中している場所において、それに隣接する緑地がある場合、その緑地の維持管理を複数の工場が行うとした場合、維持管理に要する費用の負担割合に応じて按分する面積を緑地として算定できるというものです。ただし、複数の工場の同意が必要であるとともに、その緑地が住宅との遮蔽効果を持つかどうか等、周辺状況によっては適用できない場合もありますので、窓口にご相談ください。

Q25．自然林を残した形で造成した場合、緑地に含まれますか。また、斜面地の緑地面積は、どのようにカウントするのでしょうか。

A25．自然林であっても定期的に手入れをし、美観を保持していれば、緑地としてその面積を算入することは差し支えありません。斜面地の場合は、その水平投射面積が緑地面積となります。

Q26．苗木床、花壇、雑草地、野菜畑は緑地と考えてよいのでしょうか。

A26．苗木床、花壇、雑草地（植生・美観などの観点から良好な状態に維持管理されているものに限る）は緑地と認められます。野菜畑は、緑地としては認められませんが、緑地以外の環境施設としては認められます。

Q27．コケや雑草でも緑地として認められますか。

A27．地面が被われた状態になるものなら緑地の種類は問いません。ただし、雑草地を緑地とする場合は、植生、美観等の観点から良好な状態に維持管理されている場合に限り認められます。

Q28．温室、ビニールハウスは緑地として認められますか。
A28．緑地としては認められません。

Q29．樹木の植栽はどのようにしたらよろしいでしょうか
A29．樹木の植栽は区画された土地又は建築物の屋上等緑化施設全体が緑地として認められるには、当該区画や屋上緑化施設全体に平均的にする必要があります。
平均的に植栽しない場合（区画された土地の一部にまとめて植栽する場合）は、裸地の部分を除いて、残りの植栽部分を実質的に区画された土地が緑地となります。
平均的に植栽しているものの、樹木を区画の四隅に植栽している等適当な間隔で植栽しない場合は、区画全体を緑地とみなさず、単独の樹木等として取り扱います。

Q30．緑地の面積は、どのように測定しますか。
A30．①樹木等が生育する土地や屋上緑化施設で柵、置石、塀等により区画されているものについては、区画の面積を緑地面積として測定します。
②柵、置石、塀等により区画されていないものについては、外側にある各樹木の幹を直線で結んだ線で囲まれる面積を緑地面積として測定します。
③柵、置石、塀等により区画されていないもので、一列の並木状の樹木が生育するものについては、当該樹木の両端の樹木に沿って図った距離に１ｍを乗じた面積を緑地面積として測定します。
④単独の樹木もしくは適当な間隔で植栽しておらず単独の樹木として取り扱うことがてきとうなものについては、当該樹冠の水平投影面積を緑地面積として取り扱います。

Q31．法面を緑化した場合の緑地の面積はどのように測定しますか。
A31．法面の水平投影面積を測定します。

Q32．壁面を緑化する場合、どのように緑地面積を測定しますか。
A32．施設の直立している部分に緑化施設を設置した場合、緑化しようとする部分の水平延長に１メートルを乗じた面積を緑地面積とします。ただし、壁面の緑地が平面の緑地の中にある場合、もしくは平面の緑地に接している場合は、壁面の緑地部分は緑地面積に算入することはできません。
なお、傾斜した壁面においては、緑化した部分の水平投影面積を緑地面積とします。

Q33．緑地以外の環境施設が緑地で囲まれている場合の取り扱いはどのようになりますか。
A33．緑地以外の環境施設が緑地で囲まれており、かつ緑地の面積が緑地以外の環境施設の面積の２倍程度以上の場合、緑地以外の環境施設の面積も緑地の面積として取り扱います。
例１：遊歩道や噴水が緑地内にあり、その面積が緑地の面積の１/２以内
例２：テニスコートが緑地内にあり、その面積が緑地の面積の１/２以内

４－２－１環境施設について

Q34．環境施設面積とはどういう面積をいうのですか。

A34．環境施設面積とは、①緑地面積、②緑地以外の環境施設面積（グラウンド、広場、公園など）の２つがあり、①と②の面積を合計したものをいいます。

工場立地法では、敷地面積の２５％の環境施設面積の確保が義務づけられますが、これは緑地面積を含んでいます。ただし、緑地面積だけで敷地面積の２０％確保が義務づけられていますので、①緑地面積で２０％、②緑地以外の環境施設面積で５％、合計２５％を設置しなければならないことになります。

なお、緑地面積だけで２５％分確保できれば環境施設面積が０％でも準則適合となります。

４－２－２緑地以外の環境施設について

Q35．工場立地法の緑地以外の環境施設とは、どのようなものをいうのですか。

A35．工場立地法の環境施設とは、規則で定められた施設（修景施設、屋外運動場、広場、屋内運動施設、教養文化施設、雨水浸透施設等）のうち、周辺地域の生活環境の保持に寄与するものおよび太陽光発電施設をいいます。「周辺地域の生活環境の保持に寄与する」とは、オープンスペースで美観の面で公園的に整備されている場合や、一般の利用に供している場合、災害時の避難場所になっている場合などをいいます。

Q36．生産施設やその他の建物の屋上に太陽光発電施設を設置する場合、環境施設に算入できますか。

A36．生産施設やその他の建物の屋上に設置される太陽光発電施設は、緑地以外の環境施設となります。

※環境施設面積（緑地面積２０％以上＋緑地以外の環境施設）は２５％以上必要となるため、敷地面積の５％まで緑地以外の環境施設として算入が可能となります。なお、太陽光発電施設を敷地面積の５％を超えて設置することは可能ですが、緑地面積は２０％以上が必須であることは変わりありません。

Q37．生産施設の屋上に太陽光発電施設を設置する場合、面積の取り扱いはどのようになりますか。

A37．太陽光発電施設と生産施設が重複する場合は、太陽光発電施設の面積を緑地以外の環境施設の面積として取り扱います。なお、当該重複部分については、生産施設としても取り扱います。

Q38．環境施設に参入できる太陽光発電施設の面積について、パネル間のスペースも面積に参入することができますか。

A38．基本的に、環境施設面積はパネル部分の面積となりますが、パネルとパネルの間のスペースが管理上必要なスペースである等、必要不可欠であると判断されるのであれば、パネル間のスペースを含めて、環境施設面積とすることは可能です。

Q39．壁面に太陽光発電施設を設置する場合、環境施設に参入できる面積は、どのようになりますか。

A39．壁面緑化（緑化の長さに１m幅で面積とする方法）を準用することが考えられます。

Q40．環境施設の面積が２５％以上必要とのことですが、屋外運動場等の環境施設を必ず設置しなければならないのでしょうか。

A40．環境施設には定義上緑地を含みますので、緑地面積率を２０％確保すると、同時に環境施設面積率も２０％確保したこととなり、残りの５％分の緑地以外の環境施設を設置することにより環境施設面積率が２５％確保され、準則に適合することとなります。
したがって、緑地面積率を２５％以上確保すれば、環境施設面積率も２５％以上確保したこととなりますので、緑地以外の環境施設を設置する必要はありません。

Q41．雨水浸透施設は、どのような場合に環境施設となるのですか。

A41．雨水浸透施設は、設置することにより周辺地域の生活環境の保持に寄与する場合に、工場立地法の環境施設としています。具体的には、雨水が溢れるような地域にある工場が、自社からの雨水流出を抑制するために雨水浸透施設を設置する場合などを対象にしています。

Q42．雨水が家屋の雨樋を通じて砂利の敷いてある地面に落ち、そこから雨水が地下に浸透していくような場合、砂利部分は雨水浸透施設として、環境施設とみなせますか。

A42．雨水浸透施設と判断できるかどうかは土地表面が浸透であるかだけでなく、浸透管により地中内に雨水を浸透させる設備が導入されているといったことも必要となります。砂利が敷いてある等、雨水が染み込むという理由のみでは、雨水が染み込む地面は全て雨水浸透施設として扱うことになってしまい、雨水浸透施設とは呼び難いため、今回の場合は、雨水浸透施設とみなすことは困難となります。

Q43．駐車場を透水性舗装にした場合、環境施設（雨水浸透施設）とできますか。

A43．雨水浸透施設は、雨水を浸透させ、地下に浸透させる機能を持つ施設を指すため、単純に地面に浸透する、浸透性舗装というだけでは環境施設としては認められません。

Q44．雨水が家屋の雨樋を通じて砂利の敷いてある地面に落ち、そこから雨水が地下に浸透していくような場合、砂利部分は雨水浸透施設として、環境施設とみなせますか。

A44．雨水浸透施設と判断できるかどうかは土地表面が浸透であるかだけでなく、浸透管により地中内に雨水を浸透させる設備が導入されているといったことも必要となります。砂利が敷いてある等、雨水が染み込むという理由のみでは、雨水が染み込む地面は全て雨水浸透施設として扱うことになってしまい、雨水浸透施設とは呼び難いため、今回の場合は、雨水浸透施設とみなすことは困難となります。

Q45．環境施設面積のうち、敷地部分の１５％分に当たる面積を敷地周辺部に設置しなければなりませんが、周辺部のどの部分に設置しなければならないか規制がありますか。

A45．ここでいう周辺部とは、敷地の境界線から対面する境界線までの距離の５分の１程度の距離だけ内部に入った点を結んだ線と、境界線との間の部分をいいます。この部分の中に敷地面積の１５％分にあたる環境施設面積を確保しなければなりませんが、周辺部分の中であればどこに設置しなければならないという規制はありません。住宅地がある方向に集めて設置するなど周辺地域の状況を勘案した設置が望ましいと思われます。

Q46．敷地の周辺部を示す５分の１ラインは、どのように描いたらよいのですか。

A46．環境施設のうち、敷地面積の１５％以上を敷地の周辺部に設置することとなっていますが、この「周辺部」を判断するために描くのが「５分の１ライン」です。敷地の境界線から対面する境界線までの距離の５分の１程度の距離だけ内側に入った点を結んだ線をいいます。一般的には、敷地外周ラインを縮小した形でラインを描くことができますが、敷地形状が複雑な場合は、個別にお問い合わせください。

Q47．雨水等の流出水を一時的に貯留するための調整池は緑地以外の環境施設として認められますか。

A47．調整池については、美観等の面で公園的な形態をととのえているものであれば緑地以外の環境施設として認められます。また、調整池の底に芝を張るなど通常時は緑地として使えるものについては緑地として認められます。

Q48．緑地以外の環境施設が互いに重複する場合、どのように取り扱われますか。

A48．２以上の緑地以外の環境施設が互いに重複する場合は、当該重複部分はそのいずれかの緑地以外の環境施設とします。重複部分のそのほかの部分は緑地以外の施設には該当しません。

４－２－３重複緑地について

Q49．重複緑地は具体的にどのような緑地でしょうか。

A49．工場立地に関する準則 第２条において、「緑地以外の環境施設」以外の施設と重複する緑地、太陽光発電施設と重複する緑地、屋上緑化施設を重複緑地と定義しています。具体的には、緑化駐車場（緑地と駐車場の重複）、緑地の上をパイプライン等が通っている土地（緑地と生産施設（パイプライン）の重複）、芝生地の上に太陽光発電施設を設置した土地（緑地と太陽光発電施設の重複）、事務所棟や工場棟が屋上緑化されている場合などが想定されます。

Q50．重複緑地は、どの程度まで「緑地」として認められるのですか。

A50．重複緑地とは、緑地の中で、（ア）「緑地以外の環境施設」以外の施設と重複する土地（パイプの下の芝生、駐車場の緑地等）と、（イ）建築物屋上等緑化施設（屋上の緑地、壁面の緑地等）、の２つをいいます。工場立地法の「緑地」として認められるのは、当該工場敷地にある緑地面積の４分の１までです。つまり、緑地面積率２０％の場合は敷地面積の５％までとなります。

Q51．駐車場を緑化したら、緑地として認められますか。
A51．純粋な緑地ではありませんが、重複緑地として認められます。

Q52．駐車場緑化は、どのようなものが認められるのですか。
A52．駐車場緑化には、植物を保持するためのブロックやメッシュが使用されますが、工場立地法で認められる駐車場緑化の定義は、通常の緑地の定義と何ら変わりありません。原則として見た目が芝生等の地被植物ですべて覆われている必要があります。駐車場の全体に平均的に植栽されている緑化ブロックで、ほとんどが緑で覆われていれば緑地とみなしています。車の轍部分にブロックを敷設する場合は、その部分は緑化面積から控除します。
※緑地の定義は、工場立地法施行規則第３条各号に示されており、緑地と認められるためには、同条各号のいずれかを満たす必要があります。

４－２－４その他

Q53．緑地、環境施設は必ず敷地内で設置する必要がありますか。
A53．敷地外緑地を適用する場合、自治体において事前に適用基準を定める必要があります。宗像市では敷地外緑地のガイドラインを定めていないため、敷地外緑地の適用はできません。

５．届出時期について

Q54．届出はいつするのですか。
A54．法の定めにより届出受理日から９０日間は着工できません（実施の制限といいます）。従って着工日の９０日前までには届け出てください。
なお、名称（住所）変更届出や承継届出については事実発生後速やかに届け出てください。

Q55．短縮申請とは何ですか。
A55．原則として、準則（生産施設面積率、緑地面積率、環境施設面積率、環境施設の配置等の基準）に適合している場合に短縮を認めており、１０日に短縮することができます。但し、事前に届出内容のご相談をいただき、届出内容に不備がない場合に限ります。

Q56．工場敷地の買い増しや一部売却をする場合、いつ届出をするのですか。
A56．当該不動産の移転登記の９０日前までに届け出てください。届出内容が適当であると認められる場合は、１０日に短縮することができます。但し、事前に届出内容のご相談をいただき、届出内容に不備がない場合に限ります。

Q57．着工日とはいつの時点のことをいうのですか。
A57．工場の新設・増設に当たり、造成を伴うものは造成工事の着手の時点をいいます。造成を伴わないで、建築物、生産施設または緑地等の設置工事を行う場合はそれらの工事の中で最初の着手時点をいいます。

Q58．親会社が設置する工場を子会社が賃借して機械を設置する場合、どちらが届出をすべきですか。
A58．工場用の建築物を建設しても機械装置を設置しない限り工場の新設とはなりません。したがって、機械を設置する子会社が、機械の設置のための工事に着手する９０日前までに届け出ることとなります。

６．既存工場について

Q59．既存工場とはどういう工場をいうのですか。
A59．昭和４９年６月２８日の時点において設置されているまたは工事中である工場をいいます。これらの工場は工場立地法の準則が適用開始となる前から存在しているということから、生産施設や緑地、環境施設の面積率が一律ではなく、各工場の設置状況により緩和されます。

Q60．法律の施行前から操業していますが、増築により特定工場となった場合は既存工場の扱いとなりますか。
A60．既存工場の扱いとなります。特定工場となる増築計画の段階で届け出てください。準則計算は既存工場としての計算になりますので、生産施設や緑地、環境施設の面積率が緩和されます。

Q61．既存工場が生産施設を減少させる場合、緑地も減少させて良いですか。
A61．既存工場の緩和措置は段階的に準則を満たせるようにするための措置です。したがって、既存の緑地面積を減少させる等、既に存在する状態を悪化させるような行為は原則としてできないこととなっています。

Q62．既存工場が敷地を増加させる場合、緑地の設置義務はどうなりますか。
A62．既存工場の場合、その後の生産施設の変更を行なう時に準則上必要な緑地を、原則として当該変更に係る生産施設の運転開始時までに設置することとなっています。したがって、敷地の増加に伴って緑地の設置義務が生じるものではありません。

Q63．既存工場（単一業種）に適用される準則はどのようなものですか。

A63．単一業種の既存工場が昭和４９年６月２９日以降に生産施設の面積の変更（減少する場合を除く。）を行う場合は、生産施設面積、緑地面積、環境施設面積は次の式を満たさなければなりません。

① 生産施設面積

$$P \leqq \gamma\left(S - \frac{P0}{\gamma\alpha}\right) - P1$$

Ｐ：今回の変更に係る生産施設の面積

※ 生産施設の増設と撤去の両方がある場合は、増加面積及び減少面積の合計

γ：当該既存工場の業種別生産施設面積率

Ｓ：当該既存工場の敷地面積

Ｐ０：昭和４９年６月２８日時点で既に設置されている生産施設の面積

α：当該既存工場の業種別既存生産施設用敷地面積計算係数

Ｐ１：昭和４９年６月２９日以降に生産施設面積の変更が行われた場合におけるその変更にかかる面積の合計

※ 生産施設の増設と撤去の両方がある場合は、増加面積及び減少面積の合計

② 緑地面積

$$G \geqq -\left(0.2 - \frac{P}{\gamma} - \frac{G0}{S}\right)$$

Ｐ：今回の変更に係る生産施設の面積

※ 生産施設の増設と撤去の両方がある場合は、増加面積のみの合計

Ｇ：今回の変更に伴い設置する緑地の面積

Ｇ０：今回の変更の前までに設置されている緑地の面積の合計のうち、最低限設置することが必要な緑地の面積を超える面積（すなわち、前回の届出での「次回Ｇ０」）

③ 環境施設面積

$$E \geqq -\left(0.25 - \frac{P}{\gamma} - \frac{E0}{S}\right)$$

Ｐ：今回の変更に係る生産施設の面積

※ 生産施設の増設と撤去の両方がある場合は、増加面積のみの合計

Ｅ：今回の変更に伴い設置する環境施設の面積

Ｅ０：今回の変更の前までに設置されている環境施設の面積の合計のうち、最低限設置することが必要な環境施設の面積を超える面積（すなわち、前回の届出での「次回Ｅ０」）

Q64．既存工場（複数業種）に適用される準則はどのようなものですか。

A64．複数業種の既存工場が昭和４９年６月２９日以降に生産施設の面積の変更（減少する場合を除く。）を行う場合は、生産施設面積、緑地面積、環境施設面積は次の式を満たさなければなりません。

① 生産施設面積

$$\sum_{i=1}^{n} \frac{Pi}{\gamma i} \leqq S - \sum_{i=1}^{m} \frac{P0i}{\gamma i \alpha i}$$

ｎ：当該工場の業種数

Ｐｉ：ｉ業種の昭和４９年６月２８日以降の変更に係る生産施設の面積

※ 生産施設の増設と撤去の両方がある場合は、増加面積及び減少面積の合計

γｉ：当該既存工場のｉ業種の業種別生産施設面積率

Ｓ：当該既存工場の敷地面積

ｍ：昭和４９年６月２８日時点での当該工場の業種数

Ｐ０ｉ：昭和４９年６月２８日時点で既に設置されている生産施設の面積

αｉ：当該既存工場の業種別既存生産施設用敷地面積計算係数

② 緑地面積

$$G \geqq \sum_{i=1}^{n} \frac{Pi}{\gamma i} - \left(0.2 - \frac{G0}{S}\right)$$

Ｐｉ：今回の変更に係るｉ業種の生産施設の面積

※ 生産施設の増設と撤去の両方がある場合は、増加面積のみの合計

Ｇ：今回の変更に伴い設置する緑地の面積

Ｇ０：今回の変更の前までに設置されている緑地の面積の合計のうち、最低限設置することが必要な緑地の面積を超える面積（すなわち、前回の届け出での「次回 G0」）

③ 環境施設面積

$$E \geqq \sum_{i=1}^{n} \frac{Pi}{\gamma i} - \left(0.25 - \frac{E0}{S}\right)$$

Ｐｉ：今回の変更に係るｉ業種の生産施設の面積

※ 生産施設の増設と撤去の両方がある場合は、増加面積のみの合計

Ｅ：今回の変更に伴い設置する環境施設の面積

Ｅ０：今回の変更の前までに設置されている環境施設の面積の合計のうち、最低限設置することが必要な環境施設の面積を超える面積（すなわち、前回の届出での「次回Ｅ０」）

７．団地特例について

Q65．団地特例とは何ですか。

A65．工業団地の造成段階で既に環境施設が設置されていることから、事業者が敷地内に設置する生産施設や環境施設の面積率が緩和される特例のことをいいます。この特例を適用できる工業団地のことを「特例団地」といい、宗像市にはありません。

８．その他

Q66．氏名（名称、住所）変更届出と、承継届出とはどういうものですか。

A66．氏名変更届出は、届出をした事業者が名称（個人経営の場合は個人名、法人の場合は商号）または住所を変更した場合に届け出るものです。法人の場合、代表者個人の変更は届出をする必要はありません。承継届出は、届出をした事業者から当該工場を譲り受けた方が、その地位を承継するとともにその旨を届け出るものです。特定工場の譲り受け、合併後存在する法人又は合併により設立した法人などが該当します。

いずれの届出も、事実発生後速やかに届け出てください。

Q67．違反した場合の罰則等はあるのですか。

A67．あります。 準則不適合に対する知事の勧告や変更命令のほか、命令違反や無届け、虚偽の届出に対して懲役や罰金に処せられることがあります。

Q68．最近行われた生産施設面積率の改正はどのような内容ですか。

A68．平成２７年５月２５日に工場立地に関する準則の一部を改正し、公布・施行しました。一部の業種に対する生産施設の面積の割合の上限６５％に引き上げました。

引き上げ対象業種

・製材業、木製品製造業（一般製材業を除く）
・造作材・合板・建築用組立材料製造業（繊維板製造業を除く）
・非鉄金属鋳物製造業
・一般製材業
・農業用機械製造業（農業用器具製造業を除く）
・繊維機械製造業
・建設機械・鉱山機械製造業
・冷凍機・温湿調整装置製造業
・潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）

Q69．工場立地法の各種届出には、押印が必要ですか。

A69．令和２年１２月２８日に工場立地法施行規則が改正され、様式１～５及び委任状の押印欄が削 除されたことに伴い、同日以降の届出については、様式１～５及び委任状の押印は必要ありません。